

* 登校後担任へ提出。担任は確認後保健室へ提出。

校長	教頭	養護教諭	学級担任

学校感染症り患届について

保護者 様

鹿児島県立吹上高等学校長

学校感染症は、学校保健安全法により、生徒がかかった場合、本人の休養と他者への蔓延・流行を防ぐため、他の生徒に感染する恐れのある期間は「出席停止（欠席扱いとしない）」となります。

登校を再開する際は、以下①②を学級担任へご提出ください。

① 「学校感染症り患届」（下記）：保護者記入

② 医療機関受診を証明するものの写し

例) 薬の説明書、薬剤情報提供書、領収書、検査結果表など *診断書は不要

学校感染症り患届（保護者記入）

鹿児島県立吹上高等学校長 殿

_____ 科 _____ 年 _____ 生徒氏名 _____

記入日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____

医療機関を受診し、以下のとおり医師の診断（指示）を受けました。

1 診断名 *感染症名に○をつけてください。

インフルエンザ（ _____ 型）・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 流行性耳下腺炎（おたふく）
百日咳 ・ 麻疹 ・ 風疹 ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱）
感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症
その他感染症（ _____ ）

2 受診医療機関名 _____

3 受診日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

4 出席停止期間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

※ 出席停止期間については、裏面をご確認ください。

【主な感染症の種類および出席停止期間の基準 学校保健安全法施行規則第19条】

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 1 種	「感染症の予防及び感染症の患者 の医療に関する法律」第6条に規 定する感染症	医師の許可があるまで（治癒するまで）
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過 するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそ れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症（溶連菌感染症, 感染性胃腸炎など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそ れがないと認めるまで